別 紙

第1 「法人税の重加算税の取扱いについて」関係

平成12年7月3日付課法2-8ほか3課共同「法人税の重加算税の取扱いについて」(事務運営指針)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 ΤĒ 後 改 ΤĒ 前 標題のことについて、国税通則法(以下「通則法」という。)第68条第1 標題のことについて、国税通則法(以下「通則法」という。)第68条第1 項若しくは第2項又は第4項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記の 項又は第2項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたか とおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。 ら、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。 (趣旨) (趣旨) 法人税の重加算税の賦課に関する取扱基準の整備等を図ったものである。 法人税の重加算税の賦課に関する取扱基準の整備等を図ったものである。

第1 賦課基準

(隠蔽又は仮装に該当する場合)

- 1 通則法第68条第1項又は第2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実(以下「不正事実」という。)がある場合をいう。
- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) (省略)
- (6) (省略)

2 · 3 (省略)

【謀基準

(隠ぺい又は仮装に該当する場合)

- 1 通則法第68条第1項又は第2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠ぺい</u>し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実(以下「不正事実」という。)があ
 - (1) (同左)

る場合をいう。

第1 賦課基準

- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) (同左)
- (5) (同左)
- (6) (同左)
- 2・3 (同左)

 改
 正
 前

(不正に繰戻し還付を受けた場合の取扱い)

4 法人が法人税法第80条<u>又は第144条の13</u>の規定により欠損金額につき繰戻し還付を受けた場合において、当該欠損金額の計算の基礎となった事実のうちに不正事実に該当するものがあるときは、重加算税を課すことになる。

(隠蔽仮装に基づく欠損金額の繰越しに係る重加算税の課税年度)

5 前事業年度以前の事業年度において、不正事実に基づき欠損金額を過大 に申告し、その過大な欠損金額を基礎として欠損金額の繰越控除をしてい た場合において、その繰越控除額を否認したときは、その繰越控除をした 事業年度について重加算税を課すことになる。

なお、欠損金額の生じた事業年度は正しい申告であったが、繰越欠損金額を控除した事業年度に不正事実に基づく過少な申告があり、その後の事業年度に繰り越す欠損金額が過大となっている場合に、当該その後の事業年度において過大な繰越欠損金額を基礎として繰越控除をしているときも同様とする。

(歯) 繰越控除をした欠損金額のうちに法人税法第57条第6項の規定により 欠損金額とみなされた連結欠損金個別帰属額がある場合において、その 欠損金額とみなされた金額が不正事実に基づき過大に繰り越されている ときについては、本文の取扱いを準用する。

(<u>隠蔽</u>仮装に基づく最後事業年度の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度)

6 (省略)

(不正に繰戻し還付を受けた場合の取扱い)

4 法人が法人税法第80条の規定により欠損金額につき繰戻し還付を受けた 場合において、当該欠損金額の計算の基礎となった事実のうちに不正事実 に該当するものがあるときは、重加算税を課すことになる。

(隠ぺい仮装に基づく欠損金額の繰越しに係る重加算税の課税年度)

5 (同左)

(油 繰越控除をした欠損金額のうちに法人税法第57条第5項の規定により 欠損金額とみなされた連結欠損金個別帰属額がある場合において、その 欠損金額とみなされた金額が不正事実に基づき過大に繰り越されている ときについては、本文の取扱いを準用する。

(<u>隠ぺい</u>仮装に基づく最後事業年度の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度)

6 (同左)

改 正 後 改 正 前

第2 重加算税の取扱い

(通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項)

- 1 通則法第68条第4項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。
- (1) 通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額 が切り捨てられた場合には、通則法第68条第4項に規定する「無申告加 算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」に該当しない。
- (2) 通則法第 68 条第 4 項の規定の適用上、被合併法人の各事業年度の法人 税について課された同項に規定する無申告加算税等(以下(2)において「無 申告加算税等」という。) は、合併法人の行為に基因すると認められる 場合に限り、当該合併法人について無申告加算税等が課されたことがあ るものとして取り扱う。

また、連結納税の承認を取り消され又は連結納税の適用の取りやめの 承認を受ける前の各連結事業年度の法人税について無申告加算税等を課 されていた場合には、連結親法人であった法人について無申告加算税等 を課されたことがあるものとして取り扱う。

(祖) 無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われ た場合には、分割承継法人について無申告加算税等を課されたことが あるときには該当しない。

第3 重加算税の計算

(重加対象税額の計算の基本原則)

1 重加算税の計算の基礎となる税額は、通則法第68条及び国税通則法施行 令第28条の規定により、その基因となった更正、決定、修正申告又は期限 後申告(以下「更正等」という。)があった後の税額から隠蔽又は仮装を (新 設)

第2 重加算税の計算

(重加対象税額の計算の基本原則)

1 重加算税の計算の基礎となる税額は、通則法第68条及び国税通則法施行 令第28条の規定により、その基因となった更正、決定、修正申告又は期限 後申告(以下「更正等」という。)があった後の税額から隠ぺい又は仮装
 改
 正
 後
 改
 正
 前

されていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算するのであるが、この場合、その<u>隠蔽</u>又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額の基礎となる所得金額は、その更正等のあった後の所得金額から不正事実に基づく所得金額(以下「重加対象所得」という。)を控除した金額を基に計算する。

(重加対象所得の計算)

- 2 第3の1の場合において、重加対象所得の計算については、次による。
- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)

(不正に繰戻し還付を受けた場合の重加対象税額の計算)

3 第1の4に該当する場合において、当該欠損金額のうちに不正事実に基づく部分と不正事実以外の事実に基づく部分とがあるときは、重加算税の計算の基礎となる税額は、次の算式により計算した金額による。

法人税法第 80 条<u>又は</u> 不正事実に基づく欠損金額 第 144 条の 13 の規定 × により環付した金額 繰戻しをした欠損金額

4 (省略)

をされていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算するのであるが、この場合、その<u>隠ぺい</u>又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額の基礎となる所得金額は、その更正等のあった後の所得金額から不正事実に基づく所得金額(以下「重加対象所得」という。)を控除した金額を基に計算する。

(重加対象所得の計算)

- 2 第2の1の場合において、重加対象所得の計算については、次による。
- (1) (同左)
- (2) (同左)
- (3) (同左)

(不正に繰戻し還付を受けた場合の重加対象税額の計算)

3 第1の4に該当する場合において、当該欠損金額のうちに不正事実に基づく部分と不正事実以外の事実に基づく部分とがあるときは、重加算税の計算の基礎となる税額は、次の算式により計算した金額による。

 法人税法第80条
 不正事実に基づく欠損金額

 の規定により還
 ※

 付した金額
 繰戻しをした欠損金額

4 (同左)